

橋本市お試し暮らし応援補助金のよくあるご質問

【お試し暮らしの場合】

Q:いつから申請できるの？

A:家賃の月額的全額を支払った時点から申請できますが、申請は一度きりになります。

※注意 最初の契約の日から一年以内に申請して下さい。

Q:令和2年に橋本市へ引っ越してきたんだけど、補助金もらえる？

A:いいえ。賃貸借契約日前の2年間は橋本市に住民登録がないことが条件となります。なお、賃貸借契約については**令和5年4月1日**以降の契約分が対象となります。

Q:市税を完納していることってあるけど、働いていないから課税されていないんだけど？

A:課税がない方については、非課税であることを証明する書類(非課税証明書など)が必要です。

※注意 課税がある方は、完納証明書等の「滞納がないとわかる証明書」等が必要です。

Q:書類はどこでそろえるの？

A お住まいの市町村や、空き家賃貸の契約書、領収書など揃えていただく書類がございます。

※書類を揃える前にシティプロモーション課交流定住係までご相談ください。

Q:前の市町村で転出届を出したときに、住民票の除票や完納証明書などの添付書類を発行してもらっても問題はない？

A:いいえ。**申請日時点で1ヶ月以内に発行された書類**を添付していただく必要があります。申請に来られる日が近づいてから書類の準備をお願いします。

Q:暮らし始めるときに住んでいる市町村で住民票等などの添付書類を発行してもらっても問題はない？

A:補助金申請を一ヶ月以内に申請するのであれば大丈夫ですが、それぞれの書類は発行日から1ヶ月以内のものとしているため、お気を付け下さい。

Q:橋本市に引っ越しを検討中ですが、新築物件の購入でも補助金はもらえますか？

A:はい。新築の場合は、「転入夫婦新築住宅取得補助金」がありますので、下記URLでご確認ください。



<https://www.city.hashimoto.lg.jp/hashikkogurashi/live/hojyokin/ijyuugo/19795.html>

問い合わせ先

橋本市経済推進部シティプロモーション課 交流定住係

☎ 0736-33-6106 ✉ chiikisn@city.hashimoto.lg.jp